

令和2年3月11日

了 解 事 項

警察庁交通局交通規制課長

遠藤 顕 史



国土交通省道路局企画課長

丹羽 克 彦



警察庁及び国土交通省は、一般道路におけるITVの設置・運用に関し下記のとおり了解する。

記

- 1 警察庁は都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、国土交通省は道路管理者に対し、ITVの設置・運用が円滑に行われるよう指導するものとする。
- 2 公安委員会は道路交通法に基づく交通管理を目的としたITVを、道路管理者は道路法に基づく道路管理を目的としたITVをそれぞれ設置するとともに、公安委員会と道路管理者は災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両の通行の確保(第76条の6に規定する災害時における車両の移動等も含む)を目的としたITVを協力して設置するものとする。また、ITVを設置しようとするときは両方で十分な連絡調整を行い、両者の設置の場所が競合する場合は、機器接続による相互利用を図るなど相互に協力するものとする。
- 3 機器接続に当たっては、ITVを設置した者の業務に支障のないよう公安委員会と道路管理者とでマニュアル等を作成するものとする。
なお、機器接続に必要とする費用は、接続を要請する者が負担するものとする。
- 4 警察庁と国土交通省は、公安委員会と道路管理者それぞれに対し、災害対策基本法第76条に規定する緊急通行車両の通行の確保を目的として設置したITVについて、警察庁、国土交通省、公安委員会並びに道路管理者間でITVの共有が促進されるよう指導するものとする。
- 5 道路交通情報に関し両省庁間で従来確認されてきた事項は変更されないものとする。
- 6 この覚書に定めなき事項について疑義が生じた場合には、警察庁と国土交通省が協議して定める。
- 7 「了解事項」(平成12年6月8日付け警察庁交通局交通規制課長、国土交通省道路局企画課長)は、廃止する。